

静岡県国民保護計画の変更概要

1 変更理由

国民保護法施行令の改正（令和7年8月）により、救援に「福祉サービスの提供」が追加されたこと等に伴い、令和8年3月31日に国が「国民の保護に関する基本指針」の一部を変更したことによる。

2 変更内容（下表のとおり）

(1) 国の基本指針変更に伴う変更

- ・救援に「福祉サービスの提供」が追加されたことに伴う変更、その他救援に係る記述の整理に伴う変更
- ・国が「シェルター確保に係る基本的な方針」を策定したことに伴う変更

(2) 本県独自の変更

- ・県の組織改編に伴う変更
- ・字句の修正等に伴う変更

区分	項目	主な変更内容
(1) 国の 指 針 変 更 に 伴 う 変 更	① 指定公共機関	・ 日本医師会を追加
	② 県における組織・体制の整備	・ 医療提供体制の確保を追加
	③ 県における訓練に当たっての留意事項	・ 訓練や研修会等を実施する際に、指定公共機関及び指定地方公共機関へ参加の呼び掛け等行うよう努めることを明記
	④ 救援に関する基本的事項（基礎的資料の準備）	・ 県対策本部において集約・整理する基礎的資料に、宿泊施設等のリストを追加
	⑤ 避難施設の指定の考え方	・ 指定する上で踏まえるべき事項に、新たに国が策定した「避難施設の確保に係る基本的な方針」を追加
	⑥ 避難の指示	・ 避難経路等の決定に際し、港湾施設の利用指針に加えて、飛行場施設、道路の利用指針を踏まえる必要がある旨を明記
	⑦ 救援の実施	・ 国民保護法施行令の改正に伴い、救援の項目に「福祉サービスの提供」を追加
	⑧ 関係機関との連携	・ 関係機関との連携に、事業者との連携を追加
	⑨ 救援に当たっての留意事項	・ 救援の項目に「福祉サービスの提供」が追加されたことに伴う追記 ・ 通信設備の提供や住宅の応急修理に必要な資機材の調達、教科書等の供与に係る国等への支援要請を明記 ・ 国における救援告示に対応した用語の適正化
(2) の 県 変 更 自 自	⑩組織の改正 ⑪字句等の修正	・ 県の組織改編に伴う修正 ・ 字句等の修正